

都内避難者の皆様への

定期便



都内に避難されている皆様へ、
東京都からのお知らせをお送りします。

今月のお知らせ

今月は、都営住宅募集のお知らせや、全国避難者情報システム等の届出のご案内のほか、東京駅前で行われている福島県の情報発信イベントのお知らせを同封しています。

しほたん通信では、原発紛争解決センター和解仲介事例を紹介しています。

定期便や各種支援情報につきましては、HPでもご覧になれます。

都内に避難されている皆様へ

<http://www.soumu.metro.tokyo.jp/17hisaichi/hp/tonaihinansha.html>



被災地支援に関するイベント情報等について、ツイートしています。
復興支援対策部のアカウント https://twitter.com/tocho_fukko

@tocho_fukko

～都内避難者支援課からのお願い～ 定期便に関するお問い合わせは、以下の窓口までご連絡ください。

■「定期便の送付先変更や送付停止」について

⇒都内避難者電話相談窓口

0120-978-885 (フリーダイヤル)

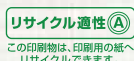
受付時間 平日9時30分～17時

■「定期便の内容」について

⇒東京都 総務局 復興支援対策部 都内避難者支援課

03-5388-2384 (直通)

受付時間 平日9時～17時



東京都内に避難されている皆様へのアンケートについて

●ご協力をお願い

東京都では毎年、この時期に皆様の近況や今後のご予定を伺うためにアンケートを実施しております。

今月号の定期便にアンケート調査票を同封しておりますので、**令和4年1月7日(金曜日)まで**にご回答をお願いいたします。

度々お手数をお掛けし恐縮ですが、ご協力を頂ければ幸いです。



今月の定期便と一緒にアンケート様式を同封しています。ぜひ、ご回答をお願いいたします。

都内で避難生活を送られている皆様からのお見舞い申し上げます。避難生活を過ごされる中で、お感じになっていることやお困りごとはありませんか？

そのことについて、避難元県等からの連絡が必要な方は、本紙の連絡希望欄への記入の上、発送ください。

また、都へのご意見等ございましたら、本紙へご記入の上、発送ください。ご意見等は行政機関にも提供いたします。

このほか、都内での避難生活全般に関する相談窓口や、住宅、子育て・家庭、医療・健康など、各種相談窓口がございます。定期便に連絡先等をご案内しておりますので是非ご利用ください。

<発送方法>
ご意見等記入いただきましたら、端を糊付けのうえ、

令和4年1月7日(金)

までにご投函ください。
切手は不要です。

<お問い合わせ先>
東京都総務局復興支援対策部
都内避難者支援課
電話 03-5388-2384
(平日 9:00 - 17:00)

東京都総務局復興支援対策部
都内避難者支援課
宛

新宿区西新宿二丁目8番1号
東京都庁第一本庁舎

163 8001
434

17030

（のりしろ）

（のりしろ）

都や避難元県へのご意見等ご記入ください。

避難元県、市町村についてご記入願います。

県 市・町・村

（連絡希望欄）
避難元県（福島県・宮城県・岩手県）、またはお住まいの区市町村からの連絡を希望される方は、連絡先等をご記入ください。
※ 連絡を希望されない方は、下記の項目を記入する必要はありません。

・住所
・氏名
・連絡先
・避難元県、又は現在お住まいの区市町村にお聞きになりたい内容

[] からの連絡を希望
[] には都または区市町村名をご記入ください。

（のりしろ）

（のりしろ）

今年度のアンケートは、皆さまが避難生活を過ごされる中で、日頃お感じになっていることや、お困りごとについて自由にご記入いただけるようになっております。東京都へのご意見等もございましたら、ご記入のうえ発送ください。また、避難元県・避難先の区市町村からの連絡が必要な方は、連絡希望欄にご記入ください。東京都より県・区市町村へご連絡いたします。

令和4年1月7日(金曜日)までにポストへ投函をお願いいたします

都営住宅における家族向毎月募集 (東日本大震災被災者等)のご案内

平成30年1月以降、毎月中旬頃、若年夫婦・子育て世帯、定期使用住宅入居後5年経過世帯、事業再建者(定期使用住宅)、一般世帯(家族向、10月から12月までの臨時措置)に加え、東日本大震災被災者の方を対象とした募集を行っています。つきましては、12月に実施する募集についてお知らせします。

1 募集戸数 120戸

※120戸のうち、20戸は「若年夫婦・子育て世帯(ひとり親世帯含む。)」向けに募集

2 申込受付期間 令和3年12月15日(水曜日)～12月28日(火曜日) (ダウンロードは12月22日まで) 18時00分必着(郵送受付)

3 主な申込資格

((1)～(3)のいずれか及び(4)(5)に該当すること)

- (1) 東日本大震災により、滅失した住宅に居住していた方
- (2) 福島県東京電力原子力事故による居住制限者
- (3) 福島県東京電力原子力事故による支援対象避難者(全員避難、一部避難)
- (4) 所得が定められた基準内であること
- (5) その他都営住宅の入居資格にあてはまること

4 申込方法

申込書及びパンフレットは東京都住宅供給公社のHPに掲載しますので、申込書をダウンロードし、郵送でお送りください。なお、下記の場所で申込書等を受け取ることも出来ます。

- ・都庁第二本庁舎13階中央募集相談窓口
- ・東京都住宅供給公社(都営住宅募集センター・各窓口センター)
- ・東雲住宅公社現地事務所2415号室

【問合せ先】

東京都住宅供給公社 都営住宅募集センター

電話 03-3498-8894【午前9時から午後6時(土・日・祝日を除く)】

URL <https://www.to-kousya.or.jp/toeibosyu/>

～都営住宅の要件に当てはまらない方は～

★公社住宅では、先着順による空き家募集を引き続き行っています。

お申込みを随時受け付けていますので、下記までお問い合わせください。

東京都住宅供給公社 公社住宅募集センター 移転相談専用窓口

専用ダイヤル 03-6812-1350

※インターネット(JKKねっと)でもお申込みできます。

都営住宅等募集の案内

2021年12月1日

1 都営住宅（家族向・単身者向 年4回定期募集）

募集時期	募集の内容	募集案内・申込書の配布	備考
2月1日（火） ～9日（水）	家族向（ポイント方式）	募集期間（土・日を除く） に限り、東京都住宅供給公 社都営住宅募集センター、 各窓口センター、都庁、区 役所、市役所、町村役場で 配布します。また、同期間 中公社HPからダウンロード することもできます。	募集の概要については、 広報東京都（募集月の前 月末頃に新聞折込で配 布）、テレホンサービス、 公社HP（募集月の前月 下旬に掲載）でお知らせ します。
	単身者向・シルバーピア（抽せん方式）		
5月上旬	家族向・単身者向等（抽せん方式）		
8月上旬	家族向（ポイント方式）		
	単身者向・シルバーピア（抽せん方式）		
11月上旬	家族向・単身者向等（抽せん方式）		

※抽せん方式の募集では、居室内で病死等があった住宅も掲載する予定です。詳しくは、各募集時期に配布する募集案内でお確かめください。

2 都営住宅（家族向 毎月募集）

募集時期	募集の内容	募集案内・申込書の配布	備考
毎月中旬	若年夫婦・子育て世帯、東日本大震災被災者、定期使用住宅入居後5年経過世帯、事業再建者（定期使用住宅）、一般世帯（家族向、10月から12月までの臨時措置）	配布は行っておりません。 募集日程の間でのみダウン ロードをすることができます。	募集の概要については、 公社HP（募集日程は毎月 5日頃公表）でお知らせし ます。

3 都営住宅（家族向 随時募集）

募集時期	募集内容・対象住戸	申込方法	備考
随時	2人以上のご家族が対象です。 定期募集及び毎月募集で申込み のなかった多摩地域にある都営 住宅の一部になります。	東京都住宅供給公社都営住宅募集セン ター随時募集専用ダイヤルへお電話く ださい。電話のみの受付になります。 ☎03-5467-9266	募集の概要につい ては、公社HPでご 確認ください。

4 都民住宅募集

住宅の種類	募集時期	募集方式	問い合わせ先
東京都施行型	年2回（6月上旬、12月上旬）	抽せん	東京都住宅供給公社 都営住宅募集センター 〒150-8322 渋谷区神宮前5-53-67 コスモス青山3F ☎03-3498-8894
	随時（詳しくは公社HPで ご確認ください）	先着順	
公社施行型 公社借上型	随時（詳しくは公社HPで ご確認ください）	先着順	東京都住宅供給公社 公社住宅募集センター 〒150-8543 渋谷区渋谷1-15-15 テラス渋谷美竹2F ☎03-3409-2244

◎東京都住宅供給公社HP <https://www.to-kousya.or.jp/>

5 公社住宅募集

◆先着順による空き家募集を行っています。お申込みを随時受け付けていますので、下記までお問い合わせください。

<問い合わせ先>

東京都住宅供給公社 公社住宅募集センター 移転相談専用窓口 専用ダイヤル 03-6812-1350

※インターネット（JKKねっと）でもお申込みできます。

避難生活の悩み、 一人で抱えていませんか？

わたしたちに、お気軽にご相談ください。
あなたの悩みに親身に寄り添い、解決に向けお手伝いをいたします。

ご相談は、こちらの番号(フリーダイヤル)まで

 **0120-978-885**

対 象 東日本大震災により都内に避難された、すべての方

受付時間 平日 9時30分～17時



上記相談は、東京都の委託を受けて、東京都社会福祉協議会が実施しています。

福島県から都内に避難された方には夜間相談窓口(福島県委託)もあります

医療ネットワーク支援センター ☎ **03-6911-0584**

受付時間：平日17時～20時30分

メール：soudan@medical-bank.org

避難元県の電話相談窓口

福島県に関するお問い合わせ

被災者のくらし再建相談ダイヤル ☎ **0120-303-059**

月～金曜日 9時～17時 ※祝日・年末年始を除く

宮城県に関するお問い合わせ

宮城県 復興・危機管理部 復興支援・伝承課 ☎ **022-211-2424**

月～金曜日 8時30分～17時15分 ※祝日・年末年始を除く

岩手県に関するお問い合わせ

いわて被災者支援センター サブセンター ☎ **019-601-7640**

月～金曜日 9時～17時 ※祝日・年末年始を除く

東日本大震災により避難されている皆さまへのお願い

ー全国避難者情報システム等の届出についてー

▶引越しをされたら手続きが必要です

- ・同じ区市町村内へ転居される場合でも、「全国避難者情報システム」の手続きが必要です。
- ・住民票の手続きをされた場合でも、それとは別に「全国避難者情報システム」の手続きをお願いします。

手続き方法は、
下記の2か所に届け出が必要です。
手続きの詳細は、各区市町村の窓口
お問い合わせください。

- (1) 転居前にお住まいだった区市町村の窓口
- (2) 新たにお住まいになる区市町村の窓口

例えば、福島県浪江町から避難し、新宿区の
応急仮設住宅に入居していたが、退去
し、世田谷区へ転居した場合。

→新宿区と世田谷区へ届け出が必要となり
ます。
まずは、各窓口へお問い合わせください。

▶全国避難者情報システムに登録をしておく

- 避難元の県・市区町村から登録された所在地あてに、様々なお知らせを送ることができます。
- 現在お住まいの区市町村での、避難者の方々に向けた支援に役立てられます。

▶避難を終えた場合（定住・帰郷など）

全国避難者情報システムの登録解除の手続きが必要です。

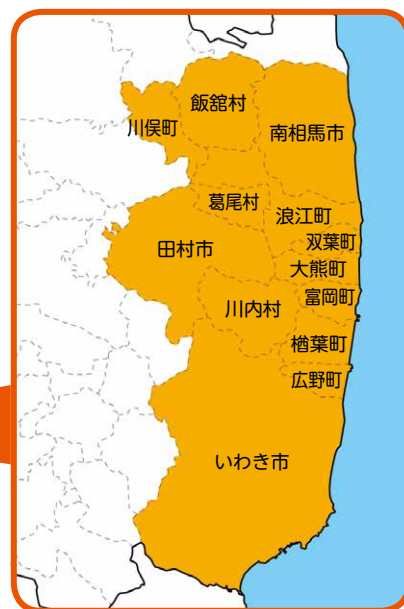
避難先の区市町村窓口及び避難元の市町村窓口へ届け出てく
ださい。詳細は、避難先区市町村窓口へお問い合わせください。

▶原発避難者特例法に基づく届出も 手続きが必要です（※対象地域の方のみ）

※いわき市、田村市、南相馬市、川俣町、広野町、楡葉町、
富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、川内村、葛尾村、飯館村

住所が変わられた場合は、その都度、避難元の市町村窓口へ
届け出てください。

詳細は、避難元市町村窓口へお問い合わせください。



全国避難者情報システムは、避難されている方への支援を目的としています。
お住まいの住所や現状等に変更がありましたら、必ず届け出下さいますよう、
皆さまのご協力をよろしくお願いいたします。



東京司法書士会では都内で避難生活を送られている被災者や避難者の方へ支援活動を行っております。みなさまへ寄り添い、少しでもお力になれますよう、情報提供や法律相談等の支援を続けてまいります。12月号では、令和2年以降に成立した原発紛争解決センター和解仲介事例を紹介いたします。

原発事故発生時に、いわゆる自主的避難対象区域に居住していた方で、 前回の和解の対象となった期間以降の避難費用等の賠償が認められた事例

いわゆる自主的避難等対象区域から避難した申立人らについて、前回の和解仲介手続で対象となった期間以降の平成27年1月から同年3月までの避難費用、面会交通費、生活費増加費用（二重生活に伴う生活費増加分）、避難雑費が賠償されたほか、令和2年4月に申立人が自宅に帰還した際に支出した交通費及び引越関連費用が賠償された和解が成立しています。（以上文部科学省ホームページより）

事案や証明資料にもよりますが、いわゆる自主的避難対象区域から避難された方々個人に対する避難を起因とした損害賠償期間の終期は、現状おおむね平成27年3月分を上限にしている傾向にあるところ、再度申立てをすることで、上限まで認められた点に意義があると言えます。

..... 面談による相談（予約制）

●東京司法書士会総合相談センター

ご予約電話番号：03-3353-9205

予約受付時間：平日午前9時～12時、午後1時～5時

場所：東京都新宿区四谷本塩町4-37（JR・東京メトロ 四ツ谷駅 徒歩約4分）

●三多摩総合相談センター

ご予約電話番号：042-548-3933

予約受付時間：平日午前10時～午後4時

場所：東京都立川市曙町2-34-13 オリピック第3ビル202-A

（JR 立川駅 北口 徒歩6分、多摩都市モノレール 立川北駅 徒歩5分）



※新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、面談による相談会の実施時間、方法等が変更になる場合があります。詳しくは下記予約電話番号にてお問い合わせ頂くか、東京司法書士会ホームページをご覧ください。なお、電話による相談も受け付けておりますのでご利用ください（ご予約電話番号とは番号が異なります）。

..... 電話による相談

電話番号：03-3353-2700、03-3353-2703

相談時間：平日 午前10時～午後3時45分 ※通話料はご相談者様の自己負担となります。

TOKYO TORCH

ふくしま情報発信イベント 開催中



東京駅日本橋口前の新たな交流スポット「TOKYO TORCH park」では、福島の魅力等を発信する「TOKYO TORCH ふくしま情報発信イベント」を実施しています。

イベントの目玉として、魔除けや疫病除けになるといわれる会津の民芸玩具、赤べこが巨大な姿で東京駅前に登場しました。全長3.6メートルに渡る巨大な赤べこをお楽しみください。

なお、赤べこ付近では、関連イベントとして、福島県内市町村のPRや日本橋ふくしま館MIDETTEによる出張販売、県産食材を使用したキッチンカー出店などを月1~2回実施する予定です。

イベント詳細は、

風評・風化戦略室

検索

をご確認ください。



イベント・展示場所

TOKYO TORCH park (東京都千代田区大手町2丁目 常盤橋タワー横)



電車をご利用の方

地下鉄

東京メトロ千代田線・丸ノ内線・半蔵門線・東西線・都営三田線
「大手町」駅 B8a出口 より徒歩1分
東京メトロ銀座線・半蔵門線
「三越前」駅 B2出口 より徒歩1分
東京メトロ銀座線・東西線・都営浅草線
「日本橋」駅 A1出口 より徒歩1分
東京メトロ丸ノ内線
「東京」駅 (JR「東京」駅日本橋口経由) より徒歩1分

JR

JR「東京」駅 日本橋口から徒歩1分



赤べこについて

● 展示期間

終了日: 令和4年9月末頃まで

● 赤べこの大きさ

全長3.6m、高さ1.8m 胴体幅1.4m

※赤べこの色はTOKYO TORCHとコラボレーションしたオリジナルカラー

※赤べこの周りには、矢祭町のニオイザクラ(リメイク、12月上旬頃まで)を装飾



問合せ先: 福島県企画調整部企画調整課 風評・風化戦略室

原子力損害の賠償請求は お済みですか？

原子力損害賠償に関する説明会・個別相談のご案内

説明会では賠償請求全般・住居確保にかかる費用について、弁護士から詳しくご説明いたします。個別相談では、原子力損害の賠償について何でもご相談いただけます。

会場

東京国際フォーラム

(裏面地図参照)

開催日

1/22 (土)

参加
無料

説明会

対象：避難指示区域から避難されている皆様

時間 10:00～12:00



感染予防対策に取り
組んでいます

賠償請求全般、住居確保費用の賠償について解説し、質疑応答もいたします。

相談
無料

個別相談

対象：原子力損害においてお困りの皆様

時間 10:00～16:00

[休憩12:00～13:00]



感染予防対策に取り
組んでいます

相談時間は1回1時間（時間予約制）
※事前予約をお願いします。

予約専用
ダイヤル



0120-330-540

予約受付時間 9:30～17:00 (12/29～1/3を除く土日・祝日も受付)

新型コロナウイルスの感染状況により賠償に関する相談会が、変更・中止となる可能性がございます。開催予定につきましては、必ず予約専用ダイヤルまで お問い合わせください。



原子力損害賠償・廃炉等支援機構

【会場】 東京国際フォーラム

4階 G404会議室

住所：東京都千代田区丸の内3-5-1

【周辺案内図】

- ▶ JR 有楽町駅
より徒歩1分
- ▶ JR 東京駅
八重洲南口
より徒歩5分
- ▶ 東京メトロ
有楽町駅すぐ
- ▶ 日比谷駅
二重橋前駅
より徒歩5分



会場までは、
地下1階より
エレベーター
にて4階まで
お上り下さい。
会場は、
ガラス棟4F
です。

- ・ 請求漏れがないか相談したいという方
- ・ まだ住居の確保がお済みでない方
- ・ 既に住居を確保したが、賠償可能残額がある方
- ・ ADRの申し立てについて相談したいという方 など

**是非、
ご相談
ください！**

【新型コロナウイルス感染拡大防止のための注意事項】

- ◆ 対面相談を受けられる際は、同伴者を含めマスクの着用をお願いいたします。マスクの着用をされない場合は、相談を受けられないことがあります。なお、乳幼児等着用できないご事情がある場合は、必ず事前にご相談ください。
- ◆ 事前の検温にもご協力をお願いいたします。
※ 体調不良、熱がある場合には相談が受けられませんので、ご了承ください。

福島県社会福祉協議会からのお知らせ

～ 被災地における福祉・介護人材確保事業のご案内 ～

福島県相双地域等(浜通り)で介護職員として働きませんか。

2011年の東日本大震災で福島県相双地域等(浜通り)は甚大な被害を受けました。地域の復興は少しずつ進んでいますが、介護施設等で働く職員は今もなお不足している状況が続いています。

福島県社会福祉協議会では、福島県相双地域等(浜通り)で介護職員として働く人材を広域的に確保するため、同地域の施設等で介護職員として就職する方に対して就職支援金の交付や研修受講料及び就職準備金等の奨学金を無利子で貸与する事業を行っています。

新規採用職員及び中堅介護職員に対する就職支援金のご案内

福島県相双地域等で介護職員として働きたい人をバックアップする制度として「新規採用職員及び中堅介護職員の就職支援金の交付」が追加されました。

新規採用職員、中堅介護職員として福島県相双地域等に所在する介護保険施設等で新たに常勤職員として介護等の業務に6ヵ月以上就労した場合に就職支援金を交付します。

新規採用職員

介護保険施設等に新規に常用雇用された方。
※資格要件・経験要件は不問です。

【交付金】**100,000 円** (1回限り)

中堅介護職員

これまで介護保険施設等に5年以上の勤務経験があり、かつ介護福祉士または介護支援専門員の資格を有し、新規に常勤雇用された方。

【交付金】**200,000 円** (1回限り)

研修受講料及び就職準備金等の貸付制度のご案内

福島県外にお住まいの方で、福島県浜通りの介護保険施設等に介護職員として就職するに対して、介護職員初任者研修等の受講料や就職準備金を無利子で貸与します。一定の条件を満たせば返還が免除されます。

■ 研修受講料 **15万円以内** (実費分)

貸付内容 (貸付利子は無利子)

返還免除

就職した介護保険施設等で一定の業務従事期間(1～2年)を満たした場合は**奨学金の返還を免除**します。

*貸付金額により期間が変わります。

■ 就職準備金

◎ 常勤職員 (正規及び非正規職員) …… **50万円以内**

◎ 非常勤職員 (週20時間以上) …… **30万円以内**

◎ 非常勤職員 (週20時間未満) …… **15万円以内**

※条件により、世帯赴任加算や自動車輸送費用等加算が対象になる場合があります。

被災地における福祉・介護人材確保事業に関する詳しい内容については専用ホームページをご覧ください。

ふくしまで、咲こう。

検索 🔍

被災地における福祉・介護人材確保事業に対するお問い合わせ先

社会福祉法人 福島県社会福祉協議会

☎024-526-0045

〒960-8141 福島県福島市渡利字七社宮 111

<http://www.f-kaigoshogaku.jp>

◎こちらからご覧ください

